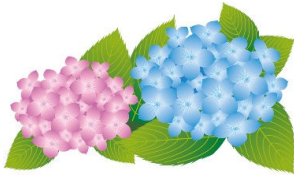


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成29年6月号 vol.32



約半年続いた繁忙期がようやく終わり、この事務所通信を書いています。
6月初めは週末に一日だけのお休みを付け、故郷の信州に帰省してきます。
今回は、ハーフマラソンを走り、ゴールした30分後には地元サッカークラブ「松本山雅」の応援。約1時間半のレース+2時間近い応援ジャンプという過酷なスケジュールになります(笑)

翌日は、両親も連れての上高地ハイキングも予定しています。
来月号で結果をご報告いたします。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



近頃は、共働き夫婦が増え、住宅を購入する際も共有で住宅を取得して、連帯債務で住宅ローンを組むというご夫婦が多いと思います。

しかし、その後の出産など諸事情で、住宅ローンの内容に異動が生じる場合、思わぬ課税のリスクが生じるケースがあります。

”住宅ローンの内容に異動が生じると贈与税が課税されることも”

共働き夫婦が、連帯債務で住宅ローンを組んでいる場合、借入金の返済がご主人名義の通帳からのみ引き落とされているというケースも多いと思います。このようなケースでは、返済が事実上は共働き夫婦の収入で共同でされているものとされ、所得按分により返済があったものと取り扱われ、特に問題はありません。

一方で、その後に、奥様が出産などで会社を退職された場合は注意が必要です。

- ①ご主人が奥様の債務を代わって返済している場合 → ご主人が自己の負担部分を超えて弁済した金額について、求償権(奥様に弁済額を請求する権利)を放棄した都度、奥様に贈与税が課税されます。
- ②住宅の名義をご主人の単独所有にし、住宅ローンもご主人のみが引き受けた場合 → 名義変更した住宅の部分の価額(時価)から、ご主人が引き受けた奥様のローンの金額を控除した残額について贈与税が課税されます。

思わぬ税負担が生じないように、十分に検討してみる必要があります！！

「今月の本の紹介」

「生かされて生かして生きる」
(青山 俊董 著・春秋社)

「生かして生きる」ってどういうことだろう？

この本を手にしたとき、まず疑問に思いました。

私たちは、普段あまりに当たり前のように生きているこの日々も、天地自然からたくさんの恵みをいただいています。
眠り、目覚め、食事をし、仕事をして...一つ一つがかけがえのない生命の営みなんですね。どうせなら、この生命の営みを、自我のためでなく、「ご恩返し」として生きませんか。というのが「生かして」という表現になるんですね。

大したことができるわけではありませんが、日々の仕事も「ご恩返し」と思いながら精進していきたいと感じました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<豚しゃぶのナムル>

- ・豚肉(冷しゃぶ用) 200g
- ・豆苗 1/2パック → 半分に切る
- ・もやし 1/2袋
- ・すり白ごま 大1/2、ごま油 大1/2、ニンニクみじん 少々
- ・しょうゆ 大1、砂糖 小1/2、塩・一味唐辛子 少々 (A)

- ①豚肉、豆苗、もやしをたっぷりのお湯でゆでる。
- ②ざるに上げ、木べらで押さえて水気をしっかり切る。
- ③(A)を合わせる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所